

# 令和7年度あおもりアグリ関連サプライチェーン参入調査業務 仕様書

## 1 業務名

令和7年度あおもりアグリ関連サプライチェーン参入調査業務

## 2 業務の目的

本県の強みである農林水産分野において、農林水産物の生産・加工・流通・販売といった一連の流れ（以下「アグリ関連サプライチェーン」という。）で生じる付加価値の拡大を図り、県産農林水産物が有するポテンシャルを幅広い産業へ波及させることで、県内産業全体の持続的な発展と活性化につなげるため、青森県内におけるアグリ関連サプライチェーンへの新規参入や事業拡大（以下「新規参入等」という。）を促進することを目的に、本業務では、本県のアグリ関連サプライチェーンに係る現状や課題、県内企業の新規参入等に係るニーズなどを調査するものである。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

## 4 業務の内容

本県のアグリ関連サプライチェーンへの新規参入等を促進するため、次に掲げる業務を実施する。

### (1) アグリ関連サプライチェーン実態調査

本県のアグリ関連サプライチェーンの現状を把握するため、2023年度版の青森県社会経済白書（P142～146。県ホームページ（URL：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/seisaku/tokei/shakai-keizaihakusho.html>）に掲載。）において、飲食料品の生産フローモデルによる推計結果で指摘している県産農林水産物の付加価値拡大率の低さや県外への移輸出割合の高さについて、本県の主要品目や産業構造等に着目して実態を調査し、その要因を分析する。

また、その調査結果等を踏まえて、アグリ関連サプライチェーンの強化につながる県内企業の新規参入等を促進すべき分野のほか、新規参入等の障壁となり得る課題等を分析する。

#### ① 県産農林水産物の生産フローの実態調査及び分析

県産農林水産物について、本県の主要品目（本県産出額の上位を占める品目）を中心に、最終消費（県外での最終消費を含む。）までの生産フローで付加価値がどのように拡大しているか実態を調査するとともに、本県の産業構造等も踏まえて、県内で生じる付加価値の拡大率が他県と比較して低い要因や加工度合いが低いまま県外に移輸出する割合が高い要因を分析する。

<対象品目及び調査手法>

対象品目：本県の主要品目の中から、下記②の新規参入等促進分野の分析に

つながる品目として、「果樹」「野菜」「水産物」のカテゴリでそれぞれ1品目以上を提案すること。また、付加価値拡大の可能性を持った品目として、これらのカテゴリ以外の品目を追加で提案しても構わない。

調査手法：対象品目に係る各種統計やビッグデータ等の活用による定量的な調査に加え、対象品目の商流にある県内外企業へのヒアリング等による定性的な調査を組み合わせることで多角的な分析を行うこと。具体的な手法については、調査目的がより高い水準で達成されるよう、提案者が有するノウハウや実施体制等を生かした自由提案とするので、詳しく説明すること。

## ② 新規参入等促進分野の分析

上記①の調査結果や国内外の市場動向等を踏まえて、県内で県産農林水産物から生じる付加価値が効果的に拡大する可能性を持った品目や関連製品・サービス、業種・業態など、アグリ関連サプライチェーンへの新規参入等を促進すべき分野を分析するとともに、その分野への新規参入等を促進する上で障壁となり得る課題や必要な対策を整理する。

<分析手法>

上記①の実態調査に基づく県産農林水産物のポテンシャルや本県の産業構造などの分析に加えて、国内外の市場動向等の外的要因も考慮して、幅広い観点から付加価値拡大の可能性を持った分野を分析すること。具体的な手法については、調査目的がより高い水準で達成されるよう、提案者が有するノウハウや実施体制等を生かした自由提案とするので、詳しく説明すること。

## ③ 調査報告書の作成

上記①及び②の調査結果を報告書として取りまとめ、併せて報告書の概要や特筆すべき点を概要版として作成する。

<報告書等の仕様>

用紙サイズ：報告書/A4判縦（必要に応じてA3判横の折込可）

概要版/A4判横

データ形式：報告書/Microsoft Word、概要版/Microsoft PowerPoint

提出方法：紙媒体4部、電子媒体1部（電子媒体の種類は任意）

提出期限：令和8年1月30日（金）

## (2) アグリ関連サプライチェーン参入可能性調査

アグリ関連サプライチェーンの強化に向けて、県内企業の新規参入等の意向のほか、当該企業の新規参入等における課題や支援ニーズなどを調査し、県内企業へのハンズオン支援につなげる。

### ① アグリ関連サプライチェーンへの参入意向調査（第1次調査）

県内企業のアグリ関連サプライチェーンへの参入状況、新規参入等の意向などを調査し、その調査結果を参入意向調査リストとして作成する。

### <調査内容>

対象企業：県内に事業所を有する中小企業基本法上の中小企業者（個人農家を除く。）

調査数：次の事項をいずれも満たす企業数を提案すること。

- ・ 県内企業の参入状況や新規参入等の意向などを、業種別や事業規模別で分析する場合に、統計として有意となる企業数であること。
- ・ 下記②のハンズオン支援候補者リストの作成において、新規参入等が期待できる企業を支障なく選定することができる企業数であること。

調査方法：郵送や電話によるアンケートなど効果的に回答が得られる方法を提案すること。

調査項目：次表の調査項目案を参考に、調査目的を達成する項目を設定すること。

調査区分	調査項目案
基本的事項	企業名、本社（事業所）所在地、代表者氏名、資本金、従業員数、業種、事業内容、売上高 等
参入情報	現在の参入状況、参入している業種・分野、参入している業種・分野の業績、新規参入等の意向の有無、新規参入等を検討している業種・分野、新規参入等の目標時期 等
支援ニーズ	ハンズオン支援の希望の有無、希望する支援内容（大分類）、（農業への参入意向がある場合）県の農業部門への情報提供の可否 等

### <支援する新規参入等の範囲>

支援対象とする新規参入等の範囲は、原則として次のとおりとする。

新規参入：日本標準産業分類（令和5年7月告示）の中分類で、異なる業種に新たに参入するもの。

事業拡大：日本標準産業分類の中分類で、同一の業種において新たな設備やシステムを導入し、当該設備等を用いて新たな製品の製造又はサービスの提供を行うもの。

### <参入意向調査リストの仕様>

用紙サイズ：A3判横（必要に応じてA4判縦の組込可）

データ形式：Microsoft Excel

提出方法：紙媒体4部、電子媒体1部（電子媒体の種類は任意）

提出期限：令和7年10月31日（金）

その他：農業への参入意向があり、回答内容を県農林水産部に情報提供することを認める企業のみ抽出したリストを別葉で作成すること。

### ② 参入希望企業へのニーズ調査（第2次調査）

上記①の調査結果をもとに、アグリ関連サプライチェーンへの新規参入等が

期待できる企業を県との協議により選定し、新規参入等に向けた課題や希望する支援ニーズなどを個別に調査するとともに、その調査結果をハンズオン支援候補者リストとして作成する。

＜調査内容＞

対象企業：第1次調査で新規参入等の意向があった企業（農林水産業のみへの新規参入等の意向があった企業を除く。）

調査数：50社程度（第1次調査で新規参入等の意向があった企業の数に50社に満たない場合は当該企業数とする。）

選定方法：第1次調査の回答結果から、ハンズオン支援の希望があった企業を中心に、新規参入等の意欲や具体性などから実現可能性が見込まれる企業を70～80社程度（第1次調査で新規参入等の意向があった企業の数に70社に満たない場合は当該企業の全て）提案し、県と協議して決定する。

調査方法：戸別訪問など効果的な回答が得られる方法を提案すること。

調査項目：次表の調査項目案を参考に、調査目的を達成する項目を設定すること。

調査区分	調査項目案
基本的事項	企業名、本社（事業所）所在地、連絡先、設立年月、代表者氏名、担当者氏名、資本金、従業員数、業種、事業内容、主な製品・サービス、売上高、純利益 等
参入情報	新規参入等を検討している業種・分野、新規参入等の目標時期、事業計画の検討状況、新規参入等に向けた資金確保や設備導入の見通し、新規参入等に当たっての課題 等
支援ニーズ	ハンズオン支援の希望の有無、希望する支援内容 等

＜ハンズオン支援候補者リストの仕様＞

用紙サイズ：一覧表（索引）／A3判横（必要に応じてA4判縦の組込可）  
個票／A4判縦

データ形式：Microsoft Excel 又は Word

提出方法：紙媒体4部、電子媒体1部（電子媒体の種類は任意）

提出期限：令和8年1月30日（金）

その他：対象企業の選定に係る県への協議は令和7年10月31日（金）までに完了すること。

③ 調査報告書の作成

上記①及び②の調査結果をもとに、県内企業のアグリ関連サプライチェーンへの参入意向の状況のほか、新規参入等の課題や支援ニーズの傾向等を報告書として取りまとめ、併せて報告書の概要や特筆すべき点を概要版として作成する。

＜報告書等の仕様＞

用紙サイズ：報告書／A4判縦（必要に応じてA3判横の折込可）  
概要版／A4判横

データ形式：報告書／Microsoft Word、概要版／Microsoft PowerPoint  
提出方法：紙媒体4部、電子媒体1部（電子媒体の種類は任意）  
提出期限：令和8年1月30日（金）

## 5 全体のスケジュール

令和7年	6月中旬	・受託候補者決定
	6月下旬	・委託契約締結、業務責任者の届出等
	7月上旬	・業務計画書の提出
	10月31日（金）	・参入意向調査リスト提出期限
		・ハンズオン支援候補者リスト対象企業決定期限
令和8年	1月30日（金）	・ハンズオン支援候補者リスト提出期限
		・アグリ関連サプライチェーン実態調査、アグリ 関連サプライチェーン参入可能性調査の報告 書提出期限
	2月27日（金）	・業務完了報告期限

## 6 実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後2週間以内に業務計画書を提出し、県の承認を得ること。  
業務計画書には業務内容、役割分担、実施スケジュール、担当者を明記すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、業務全体を管理し、県との連絡・調整の窓口となる業務責任者を配置すること。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに県に業務責任者を届け出ること。また、業務実施体制図を提出すること。
- (4) 業務責任者は、特段の理由がない限り契約期間終了まで変更しないこと。
- (5) 受託者は、業務の遂行に当たり、県との円滑な意思疎通が図られるよう留意すること。また、報告、協議、助言及びその他の必要なコミュニケーションについては、定期的にオンライン又は対面にて行うこと。

## 7 業務の完了報告

受託者は、業務を完了した際は、以下の成果物等を遅滞なく提出すること。

- (1) 成果物等
  - ①業務完了届 紙媒体1部
  - ②業務実績報告書 紙媒体1部、電子媒体1部（電子媒体の種類は任意）※業務実績報告書は、上記4の各項目についての実施結果及び成果物を取りまとめたものを作成すること（様式任意）。
- (2) 納期  
契約期間内に提出すること。
- (3) 納入場所  
〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県 経済産業部 産業イノベーション推進課

#### (4) その他

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・県から経過報告を求められたときは、速やかに対応すること。

### 8 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本業務の実施に係る責任者を配置すること。

#### (2) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

### 9 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

### 10 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、県及び受託者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。
- (3) 本業務は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用して行うため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱」に規定する要件を遵守すること。